

上田市広報紙広告掲載要綱ガイドライン

このガイドラインは上田市広報紙に掲載できる広告、あるいは掲載できない広告について限定列挙するものではなく、想定される主だったケースについて例示列挙するものです。

要綱第3条各号の項目	掲載できない広告の具体例
(1) 政治性のあるもの (2) 宗教性のあるもの (3) 選挙に関するもの (4) 意見広告 (5) 名刺広告	・政党等の講演会等に関するもの ・公職選挙法に抵触するおそれがあるもの ・公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの ・布教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの ・個人、団体等の主義主張に関するもの（意見広告） ・個人、又は法人等の名刺広告
(8) 人権を侵害するもの、 又はそのおそれのあるもの (9) 公序良俗に反するもの、 又はそのおそれのあるもの	・個人や他企業等を誹謗中傷するもの ・人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの ・公衆に不快の念、又は危害を与えるおそれのあるもの ・いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたもの ＊「公の秩序」→国家社会の秩序や一般的利益 ＊「善良の風俗」→社会の一般的道德観念
(10) 青少年の健全な育成を 阻害するおそれのあるもの	・水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの ・暴力、又はわいせつ性を連想させるもの
(11) 消費者保護の観点から ふさわしくないもの	・消費者被害の未然防止等の観点から適切でないもの
(13) 風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する 法律（昭和23年法律第 122号）第2条第1項 の規定に該当する営業に 係るもの、又はこれに類 似するもの	・キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業 ・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、国家公安委員会規則により計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの ・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5㎡以下である客席を設けて営むもの ・まあじやん屋、ぱちんこ屋、その他施設を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業 ・スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれがある遊戯に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る）を備える店舗、その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用

	に供し、又なこれに随伴する施設で、政令で定めるものを除く）において、当該遊戯設備により客に遊戯をさせる営業 ・ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業
(14) 市の公共性、中立性、又は品位を損なうおそれのあるもの	・過剰な利益追求を内容とするもの ・投機、射幸心を著しくあおる表現のあるもの ・市が広告主を支持、またはその商品やサービスなど広告の内容を推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
(15) 前各号のほか、国、長野県、市等が制定した関連諸法規等に違反するもの、又はそのおそれのあるもの	・個別法により表現内容に禁止事項のあるもの * 医療法、* 柔道整復師法 * あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 ・長野県屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)による屋外広告物の規制
(17) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないとい市が認めるもの	・債権の取引、示談引受け等をうたったもの ・氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの ・ギャンブルに係るもの ・消費者金融に係るもの ・たばこに係るもの ・社会問題を起こしている業種や事業者に係るもの ・良好な景観、又は風致を害するおそれのあるもの ・責任の所在が不明確なもの ・内容が不明確なもの ・虚偽または誤認されるおそれのあるもの (誤認の例) 1 広報記事と紛らわしい体裁・表現で広告であることが不明確なもの 2 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位、又は有利であるような表現のもの 3 社会的に認められていない許認可、保証、賞、又は資格などを引用して権威づけようとするもの 4 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの